

市有地などをお売ります

名張市の市有地などを先着順で販売しています。詳しくは、市ホームページの「市有地の販売・貸付情報」をご覧ください。下記の問い合わせ先に資料を請求してください。なお、お申し込みには、所定の申請書類などが必要となります。下記の物件数は、平成23年12月19日現在のものです。

■ 希央台を中心とする宅地 (中央西保留地)

販売区画数…3物件

☎ 市街地整備室 ☎ 63-7784

■ その他の市有地

販売区画数…5物件(鴻之台、東町、緑が丘、夏見地内)

☎ 管財室 ☎ 63-7336

**3月30日が期限です！
生ごみ処理機器・せん定枝用
小型破碎機の購入費補助**

対象機器 生ごみ処理機器(コンポスト容器 ※木箱や衣装ケースも可、密封発酵容器、電動生ごみ処理機)、または、せん定枝の資源化を目的としたせん定枝用小型破碎機で、平成23年4月1日から平成24年3月30日までに購入したもの

補助金額 本体購入金額の2分の1 (上限1万円)

※コンポスト・密封発酵容器は1世帯に2基まで。電動生ごみ処理機、せん定枝用小型破碎機は、1世帯に1基まで

申込期限 3月30日 ☎ ◎申込方法など詳しくは、市役所1階環境対策室へ

☎ 環境対策室 ☎ 63-7496

**「経済センサス - 活動調査」
にご協力ください**

2月1日に「経済センサス-活動調査」が実施されます。全ての事業所を対象に、売上高や費用などの経理項目を調査し、全産業分野の経済活動の状況を明らかにすることが目的です。平成21年の基礎調査で得られた情報をもとに、支社などのない事業所には、調査員が直接伺います。また、支社などを有する事業所には、国、三重県、市が民間事業者を通じて本社などに調査票を郵送し調査を行います。

調査票は1月末日までにお届けしますので、2月1日以降の提出をお願いします。

◎詳しくはホームページをご覧ください。
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

日本経済の「いま」を教えてください。
平成24年経済センサス-活動調査

経済センサス 検索

☎ 情報政策室 ☎ 63-7348

**高額医療・高額介護合算療養費制度
をご存知ですか？**

**医療と介護 両方のサービス
利用している世帯の負担を
軽減します。 要申請**



☎ 国民健康保険の加入者…保険年金室 国民健康保険担当 ☎ 63-7445
後期高齢者医療制度の加入者…保険年金室 医療助成担当 ☎ 63-7105
その他の保険の加入者…ご加入の健康保険担当へ

対象 同じ世帯で医療と介護の両方のサービスを受けている人

- ① 毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で医療(注)と介護の両方の自己負担がある世帯
 - ② 医療と介護の自己負担額を足した金額が自己負担限度額を501円以上超える世帯(下記参照)
- (注) 70歳未満の人の医療の自己負担額は、医療機関ごとに1ヵ月で21,000円以上の自己負担額のみが対象となります。

自己負担限度額

下表の金額が、医療と介護の負担を足した自己負担(平成22年8月～平成23年7月に負担した分)の限度額となります。

自己負担限度額	後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険または国保 + 介護保険	
		70～74歳	70歳未満
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	58万円	56万円	67万円
低所得	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円※注

※注…低所得Ⅰの所得区分に相当する世帯で、複数の人が介護サービスを利用する場合には、自己負担限度額は31万円となります。

- ◎現役並み所得者…被保険者証(高齢受給者証)の負担割合が「3割」の人
- ◎低所得Ⅱ…住民税非課税世帯の人
- ◎低所得Ⅰ…住民税非課税世帯のうち世帯員全員の所得が一定基準(年金収入80万円以下など)の人
- ◎一般は、上記以外の人

支給額 自己負担限度額を超えた金額を支給します。

ただし、超えた額が500円以下の場合には支給されません。また、医療保険と介護保険で、どちらかの負担額が0円の場合は、支給はありません。

申請 申請は、昨年(平成23年)の7月31日時点に加入していた医療保険者へ。

国保と後期高齢者医療に加入していた人で、対象となる人には通知します。

※通知が届いてから申請してください。1月下旬に通知予定です。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、申請があつてはじめて、自己負担限度額を超える金額が支給されます。忘れずに申請してください。申請先は、平成23年7月31日(基準日)に加入していた医療保険者となります。

- ① **基準日に後期高齢者医療の被保険者** 市役所1階保険年金室医療助成担当(3番D窓口)へ
- ② **基準日に国民健康保険の被保険者** 市役所1階保険年金室国民健康保険担当(3番C窓口)へ
- ③ **基準日に被用者保険(会社の健康保険・共済組合・協会健保など)の被保険者** ご加入の健康保険担当へ。申請には、市役所1階高齢・障害支援室(5番窓口)で介護保険自己負担額証明書の交付を受けていただく必要があります。詳しくは、各健康保険組合へお問い合わせください。

※基準となる日に、死亡、生活保護受給、海外転居していた場合は、その喪失日にご加入していた健康保険に申請いただくことになります。

申請に必要なもの ▼印鑑 ▼口座番号が分かるもの
▼健康保険証 ※対象期間中(平成22年8月から平成23年7月)に他市町の医療・介護保険や被用者保険に加入していた人は、その保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けて申請をしてください。

国保と後期高齢者医療の加入者には、申請について通知しますが、次の場合は、通知が届かない場合がありますのでご注意ください。

- ☆対象期間(平成22年8月から平成23年7月)に
 - ・市町を越える転居をし、加入する保険が変わった人
 - ・他の医療保険(制度)から移られた人
 - ・医療、介護それぞれで複数の加入保険がある人
 - ☆後期高齢者医療制度に加入されている施設入所者で、住所地と介護保険の市町が違う人(介護保険住所地特例者)
- 以上の方は、自己負担限度額一覧表を参考にして、支給の対象となるかどうかご確認ください。